

契約書第26条 スライド条項の概要について

令和4年7月

みち、ひと…未来へ。



1. 各スライドの概要について

項 目		全体スライド (契約書第26条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (契約書第26条第6項)
適用対象工事		工期が12か月を超える工事 但し、残工期が2か月以上ある工事	全ての工事	全ての工事 但し、残工期が2か月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の主要な資材価格の急激な変動に対する措置	急激な価格水準の変動に対する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12か月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く全ての 資材（鋼材類、燃料油及びアスファルト類等）	賃金水準の変更がなされた日以降の残工 事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又はイン フレスライド適用期間における負担は なし)	残工事費の1.0% (契約書第30条「不可抗力による損 害」に準拠し、建設業者の経営上最小限 度必要な利益まで損なわないよう定めら れた「1%」を採用)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド請 求後、12か月経過後に適用可能)	なし	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用 可能)
参照HP			NEXCO西日本HP 「調達・お取引」>「基準・要領等」> 「工事請負契約書第26条（単品スライ ド条項）の運用について」をご確認くだ さい	NEXCO西日本HP 「調達・お取引」>「基準・要領等」> 「賃金等の変動に対する工事請負契約書 第26条第6項（インフレ条項）の運用 について」をご確認ください

2. 各スライド及び併用した場合の概要図について

